

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例（平成二十四年条例第七十五号）の一部改正【第一条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び同一の月に受けた指定療養介護医療（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>六・七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第二百二条の十二及び第二百二条の二十第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章、</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び同一の月に受けた指定療養介護医療（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>六・七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第七条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第二百二条の十二及び第二百二条の二十第二項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章、</p>

改正後	改正前
<p>第二百二条の十二及び第二百二条の二十第二項において「指定居宅介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第九条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。<u>この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第七条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四十六条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第五十条 [略]</p> <p>2 第六条第二項から第四項まで並びに第十一条から第四十四条(第二十三条第一項、第二十</p>	<p>第二百二条の十二及び第二百二条の二十第二項において「指定居宅介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第九条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四十六条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この節において同じ。)及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>(運営に関する基準)</p> <p>第五十条 [略]</p> <p>2 第六条第二項から第四項まで並びに第十一</p>

改正後	改正前
<p>四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条及び第三十七条の二を除く。)並びに第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第四十六条第二号（サービス提供責任者に関する部分に限る。）」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十七条第一項」と、第四十九条第一項第一号中「第四十六条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する第四十六条第二号」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十六条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第五十七条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものと</p>	<p>四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条及び第三十七条の二を除く。)並びに第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十三条」と、第二十七条第一項第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八条第一項中「第七条第一項第三号」とあるのは「第四十六条第二号（サービス提供責任者に関する部分に限る。）」と、第三十二条第三項中「第二十八条」とあるのは「第五十条第二項において準用する第二十八条」と、第三十三条中「第三十七条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十七条第一項」と、第四十九条第一項第一号中「第四十六条第二号」とあるのは「第五十条第二項において準用する第四十六条第二号」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替える</p> <p>_____ものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第五十七条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものと</p>

改正後	改正前
<p>する。 3～5 [略]</p> <p>(利用者負担額に係る管理)</p> <p>第五十八条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する<u>主務大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定し、支給決定市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第一百六条 [略] 2・3 [略] 4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。 5・6 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第一百五条 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>する。 3～5 [略]</p> <p>(利用者負担額に係る管理)</p> <p>第五十八条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する<u>厚生労働大臣</u>の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定し、支給決定市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第一百六条 [略] 2・3 [略] 4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところによるものとする。 5・6 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第一百五条 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>一 [略]</p> <p>二 サービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この章において同じ。） 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに一以上（このうち常勤の従業者一以上）</p> <p>2 [略]</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第九十七条 指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「<u>区分命令</u>」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ <u>区分命令</u>第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ <u>区分命令</u>第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ <u>区分命令</u>第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p> <p>四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（従業者の員数等）</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 サービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として<u>厚生労働大臣</u>が定めるものをいう。以下この章において同じ。） 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに一以上（このうち常勤の従業者一以上）</p> <p>2 [略]</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第九十七条 指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、その数は次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「<u>区分省令</u>」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ <u>区分省令</u>第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ <u>区分省令</u>第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ <u>区分省令</u>第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p> <p>四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（従業者の員数等）</p>

改正後	改正前
<p>第二百二条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 区分命令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ 区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ 区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ 区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p> <p>四 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）</p> <p>第九条 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六</p>	<p>第二百二条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法により算定するものとし、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上</p> <p>イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数</p> <p>ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数</p> <p>ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数</p> <p>ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数</p> <p>四 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）</p> <p>第九条 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六</p>

改正後	改正前
<p>号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>3 [略]</p>